

菊池圏域における基準病床数等 について

令和6年(2024年)8月
熊本県健康福祉部医療政策課

目的

病床の整備について、病床過剰地域から非過剰地域へ誘導することを通じて、病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保

仕組み

- 病院又は診療所の開設等を行う場合は、都道府県知事（保健所設置市長、特別区長）に開設等の許可申請を行い、許可を受ける必要。（医療法第7条）
- 開設等の許可に対し、既存の病床数が基準病床数を超える地域（病床過剰地域）では、以下のとおり対応。

①公的医療機関等（※）

- ・ 都道府県知事は、都道府県医療審議会の意見を聴いて、許可をしないことができる。（医療法第7条の2）

※ 公的医療機関等：医療法第31条に定める公的医療機関（都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者（地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会等）の開設する医療機関）及び医療法第7条の2第1項2号から8号に掲げる者（共済組合、健康保険組合、地域医療機能推進機構等）が開設する医療機関

②その他の医療機関

- ・ 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、都道府県医療審議会の意見を聴いて、開設・増床等に関して、勧告を行うことができる。（医療法第30条の11）
- ・ 病床過剰地域において、開設許可等に係る都道府県知事の勧告に従わない場合は、保険医療機関の指定を行わないことができる。（健康保険法第65条第4項）

特例措置

- 病床過剰地域であっても、一定の条件を満たす場合には、特例として新たに病床を整備することが可能。
＜特例が認められるケース＞
 - ・ がん又は循環器疾患に係る専門病床など、特定の病床を整備する場合
 - ・ 公的医療機関等を含め、複数の医療機関の再編統合を行う場合 等

基準病床数の試算結果について

令和5年度第2回
熊本県保健医療推進協議会
資料5

○ 第8次計画の試算結果 18,728床（一般；15,847床、療養；2,881床）

○ 二次保健医療圏別基準病床数と既存病床数との比較

二次保健医療圏	第8次保健医療計画 基準病床数 (試算値)	既存病床数 (R5.4.1時点)
熊本・上益城	10,989床	12,452床
宇城	701床	943床
有明	1,193床	1,509床
鹿本	467床	628床
菊池	1,525床	1,527床
阿蘇	296床	660床
八代	1,414床	1,620床
芦北	454床	836床
球磨	809床	1,094床
天草	880床	1,854床
合計	18,728床	23,123床

※既存病床数が基準病床数を上回っていても病床数を削減する必要はありません。

菊池圏域における病床整備への対応について

保健医療計画における病床数(菊池圏域)

基準病床数(A)	既存病床数(B)	整備可能病床数(A-B)
1,525	1,456 ※R6.4.1時点	69

基準病床数:現時点において医療提供体制の整備のため必要とされる病床数

既存病床数:開設許可(増床を含む)を行う際に、基準病床数と比較し、病床過剰地域か否かを判断する際の基準となる病床数(一定の補正を行う)

地域医療構想における病床の必要量(菊池圏域)

病床機能	①R4年度 病床機能報告	②2025年 病床の必要量	①-②	必要量
高度急性期	0	64	▲64	不足
急性期	670	453	+217	過剰
回復期	541	578	▲37	不足
慢性期	1,124	589	+535	過剰

菊池圏域における病床整備の方針

- 菊池圏域においては、保健医療計画上69床の整備を行うことが可能なため、医療機関開設・増床の許可申請について公募を行う。
- 優先する病床機能については、菊池郡市医師会・地域医療構想調整会議の意見を踏まえ決定する。
- 菊池保健所長の許可に当たっては、地域医療構想調整会議での合意を必要とする。

【参考】現時点でのスケジュール(予定)

R6.8～	・菊池地域医療構想調整会議(概要報告) ・新設・増設を希望する医療機関の公募要件の検討及び公募の実施(一定期間)
R6.12 ～ R7.2	・菊池地域医療構想調整会議(申請者による説明、開設等の合意) ・菊池地域保健医療推進協議会
R7.1～3	・県医療審議会

※今後の検討状況次第でスケジュールは前後する可能性あり